

# 公 開 情 報

- ・ 定款
- ・ 役員名簿
- ・ 社員名簿
- ・ 平成 22 年度事業報告
- ・ 平成 22 年度収支計算書
- ・ 平成 22 年度財務諸表
- ・ 平成 23 年度事業計画
- ・ 平成 23 年度収支予算書
- ・ 役員給与規程
- ・ 役員退職手当規程

# 定 款

社団法人 日本茶業中央会  
東京都港区東新橋2-8-5  
電話 03-3434-2001

# 社団法人 日本茶業中央会定款

設立許可 昭和 18 年 8 月 3 日

農林商工省指令第 18 第 9 号

改 正 昭和 19 年 6 月 26 日

昭和 21 年 4 月 18 日

昭和 21 年 11 月 19 日

昭和 23 年 5 月 13 日

昭和 23 年 6 月 7 日

昭和 24 年 6 月 14 日

昭和 35 年 2 月 15 日

昭和 37 年 9 月 25 日

昭和 50 年 3 月 27 日

昭和 53 年 9 月 28 日

農林水産省指令 53 農蚕第 6670 号

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 本会は、社団法人日本茶業中央会という。

( 事務所 )

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置き、理事会の議決を経て必要の地に従たる事務所を置くことができる。

( 目 的 )

第 3 条 本会は、茶業にたずさわる関係団体相互の連絡協調を図るとともに、茶業の振興に関する基本的方策を樹立し、総合的改良発達を図るための施策を推進することにより、我が国茶業の健全な発展に資することを目的とする。

( 事 業 )

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 茶業に関する団体相互の連けい、協調に関すること。
- (2) 茶業の振興に関する基本的方策の樹立及び関係機関への提言に関すること。
- (3) 茶の需要の拡大、計画的な生産等茶の需給の安定に係る総合的施策の推進に関すること。

- (4) 茶の生産、流通及び加工の合理化に関すること。
- (5) 茶業に関する情報の収集及び提供並びに調査研究に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

( 規 約 )

第5条 この定款で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、規約で定める。

## 第2章 会 員

( 会 員 )

第6条 本会を構成する会員の資格を有する者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全国をその地区とする茶業に関する団体。
- (2) 前号に掲げる団体以外の茶業に関する団体であつて理事会の承認を受けたもの。

( 加 入 )

第7条 本会の会員になろうとする者は、加入申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により加入申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規程
- (2) 代表者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他本会が必要と認めた書類

( 脱 退 )

第8条 会員は、次の事由により本会を脱退する。

- (1) 会員から脱退の申出があつたとき
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 解 散
- (4) 除 名

2 前項第1号の申出は、脱退しようとする事由を記載した脱退届を脱退しようとする日の3月以前に会長に提出して行わなければならない。

( 除 名 )

第9条 本会は、会員が次の各号の1に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には本会は、その総会の開催日の15日前までにその会長に対してその旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 本会の事業を妨げ、又は本会の名誉を損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決を無視する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

( 会 費 )

第 10 条 会員は、毎年総会で定める会費を納入しなければならない。

2 既納の会費は、会員の脱退の場合においてもこれを返還しない。

( 届 出 )

第 11 条 会員は、その名称若しくは代表者の氏名又は住所に変更があったときは遅滞なく、本会にその旨を届け出なければならない。

2 会員は、あらかじめ、その代表者として権利を行使する者を本会に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

### 第 3 章 役 員 等

( 役員 の 定 数 及 び 選 任 )

第 12 条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 16 人以上 20 人以内

(2) 監 事 3 人

2 理事及び監事は、総会において会員である団体の役員のうちから選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員である団体の役員以外から理事 5 人以内を選任することができる。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 理事のうちから会長 1 人、副会長 2 人、専務理事 1 人を互選し、主務官庁に報告するものとする。

( 役員 の 職 務 )

第 13 条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して本会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、事務局を統轄して会務を処理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。

4 理事は、理事会を組織し、事業を執行する。

5 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

( 役員 の 任 期 )

第 14 条 役員 の 任 期 は、2 年 と す る。た だ し、再 任 を 妨 げ な い。

2 補欠又は増員による役員 の 任 期 は、前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 と す る。

( 辞 任 又 は 任 期 満 了 の 場 合 )

第 15 条 任 期 満 了 又 は 辞 任 に よ り、役 員 数 が そ の 定 数 を 欠 く に 至 っ た 場 合 は、退 任 し た 役 員 は

その後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

( 解 任 )

第 16 条 役員は、本会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。

( 役員 の 報 酬 )

第 17 条 役員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長及び常勤の理事には総会の議決を経て報酬を支払うことができる。

( 顧 問 )

第 18 条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の重要事項について会長の諮問に応ずる。

## 第 4 章 総 会

( 総 会 )

第 19 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。

3 通常総会は、毎事業年度終了後 2 月以内に開催する。

4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において必要と認めるとき

(2) 会員の 5 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(3) 民法第 59 条第 4 号の規定により監事が招集したとき

( 総会 の 招 集 )

第 20 条 総会は、前条第 4 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2 前条第 4 項第 2 号に掲げる場合には、会長は、請求があった日から 10 日以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催日の 10 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

( 総会 の 議 決 方 法 等 )

第 21 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各 1 個の議決権を有する。

- 3 総会においては、前条第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第23条に規定する場合を除き出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 総会の議決事項 )

第22条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会費の額及びその徴収方法の決定又は変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- (5) 事業報告、収支決算及び財産目録の承認
- (6) 規約の制定又は改廃
- (7) その他理事会において必要と認めた事項

( 特別決議 )

第23条 次の事項は、総会において会員総数の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名

( 書面又は代理人による議決 )

第24条 会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の日の前日までに本会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を本会に提出しなければならない。
- 4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

( 議事録 )

第25条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び会議に出席した会員の数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及び結果

(5) 議事録署名人の選出に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が署名し、押印するものとする。
- 3 議事録は、事務所に備えつけておかなければならない。

## 第 5 章 理 事 会

( 理 事 会 )

第 26 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
- 3 理事会は、理事の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 5 理事は、代理人によって議決に加わることができる。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 理事会の議決事項 )

第 27 条 この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる事項は、理事会において審議し、又は決定するものとする。

- (1) 会務を執行するための計画、組織及び管理の方法
- (2) 事業計画等総会に附議すべき事項及び総会の招集に関する事
- (3) 総会の決議した事項の執行に関する事
- (4) 諸規定の制定又は改廃に関する事
- (5) その他理事会において必要と認めた事項

( 規定の準用 )

第 28 条 第 19 条第 4 項第 2 号、第 20 条第 3 項、第 21 条、第 24 条第 3 項及び第 4 項並びに第 25 条は、理事会に準用する。

## 第 6 章 専 門 委 員 会

( 専 門 委 員 会 )

第 29 条 会長は、本会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会で別に定める。

## 第 7 章 事 務 局

( 事務局及び職員 )

第 30 条 本会に事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

3 職員は、会長が任免する。

## 第 8 章 会計及び資産

( 年 度 )

第 31 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

( 資産の構成 )

第 32 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものによって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄附金品
- (3) 助成金又は交付金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

2 本会は、総会の議決を経て、基本財産を設置することができる。

3 基本財産は、資産のうち総会において基本財産に繰り入れることを決議したものである。

( 資産の管理 )

第 33 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

2 会計に関する規程は、総会の議決を経て会長が別に定める。

( 経費支弁の方法 )

第 34 条 本会の経費は、資産を超えて支弁してはならない。

2 毎事業年度の決算において剰余金を生じたときは、翌年度に繰り越すものとする。

( 監 査 )

第 35 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催の 15 日前までに監事に提出してその監督を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財務諸表

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に報告しなければならない。

3 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査結果について、総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けておかなければならない

( 事業計画及び収支予算 )

第 36 条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

( 報 告 )

第 37 条 会長は、毎事業年度開始の日から 3 月以内に次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業概況報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支決算書及びその年度の収支予算書
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

## 第 9 章 定款の変更及び残余財産の処分

( 定款の変更 )

第 38 条 この定款の変更は、農林水産大臣の許可を受けなければその効力を生じない。

( 解散の場合の残余財産の処分 )

第 39 条 本会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて本会の目的と類似の目的をもつ他の法人に寄附するものとする。

## 第 10 章 雑 則

第 40 条 この定款において別に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

- 1 この定款の変更は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の定款第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、昭和 50 年度における通常総会は、昭和 50 年 3 月 26 日に開催された通常総会を同規程に基づく通常総会とみなす。

附 則

この定款の変更は、農林水産大臣許可の日から施行し、昭和 53 年 7 月 5 日から適用する。

社団法人日本茶業中央会役員名簿

平成23年8月1日現在

役職名	常勤・非常勤の別	氏 名	最終官職
会 長	非常勤	榛村 純一	元農林水産省農蚕園芸局果実需給調整官
副会長	非常勤	田中 鉄男	
〃	非常勤	鈴木 毅志	
専務理事	常 勤	柳澤興一郎	
理 事	非常勤	吉田 利一	
理 事	非常勤	重野 正敏	
理 事	非常勤	山口 友治	
理 事	非常勤	長峰 宏芳	
理 事	非常勤	新谷 紘一	
理 事	非常勤	小見山 晴夫	
理 事	非常勤	本田 忠彦	
理 事	非常勤	中嶋 正	
理 事	非常勤	小山 元治	
理 事	非常勤	下堂 豊	
理 事	非常勤	桐島 俊昭	
理 事	非常勤	天野 一	
理 事	非常勤	杉本 貞雄	
理 事	非常勤	北郷 栄	
理 事	非常勤	永峯 更一	
監 事	非常勤	堤 利道	
監 事	非常勤	大石 哲也	
監 事	非常勤	中田 義廣	

## 社員名簿

団 体 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
全国茶生産団体連合会	101-0047	千代田区内神田1-1-12 コープビル11階	03-5259-5671
全国茶商工業協同組合連合会	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内	054-271-6161
日本茶輸出組合	420-0005	静岡市葵区北番町17 (有)ヘリヤ商会	054-271-3428
社団法人 静岡県茶業会議所	420-0005	静岡市葵区北番町81 茶業会館内	054-271-5271
社団法人 京都府茶業会議所	611-0021	宇治市宇治折居25-2 宇治市茶業会館内	0774-23-7713
鹿児島県茶業会議所	891-0122	鹿児島市南栄3-12	099-267-6063

平成 22 年度事業報告

自 平成 22 年 4 月 1 日  
至 平成 23 年 3 月 31 日

1 平成 22 年度事業報告

I 茶業の概況

ア 生産の概況

(ア) 茶栽培面積

全国の茶栽培面積は、4 万 6,800ha で前年に比べ 500ha 減少した。地域的に見ると増加した県は京都府 20ha、大分県 20ha で、減少した県は静岡県△200ha、埼玉県△49ha、三重県△40ha、茨城県△30ha、となっている。

年	区分	栽培面積 (ha)			摘採面積 (ha)	
		合計	専用園	兼用園	実面積	延面積
平成 22 年		46,800	—	—	39,000	87,700
平成 21 年		47,300	46,100	1,200	41,900	90,700
前年比%		99	—	—	—	—

資料：1 農林水産省統計部による。平成 22 年は 16 主産県調査による推計、21 年は全国調査。

2 摘採面積は 16 主産県調査

(イ) 荒茶生産量

荒茶生産量は 85,000t で前年に比べ、減少している。

年度	茶期	計	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	秋冬春番茶
		t	t	t	t	t	t
平成 22 年		85,000	34,400	24,200	5,590	1,290	17,500
平成 21 年		86,000	38,300	25,800	5,780	1,460	14,600
前年比%		99	—	—	—	—	—

資料：農林水産省統計部による。平成 22 年計は主産県調査結果から推計、茶期別は 16 主産県調査の計である。21 年の計及び茶期別は全国調査である。

(ウ) 茶種別生産量

① 全国の茶種別生産量は、番茶、その他以外は全て減少した。

年	茶種	計	玉露	かぶせ茶	てん茶	普通せん茶	玉緑茶	番茶	その他
		t	t	t	t	t	t	t	t
平成 22 年		85,000	—	5,710	—	53,100	2,260	20,500	1,430
平成 21 年		86,000	—	5,970	—	58,600	2,560	17,600	1,320
前年比 %		99	—	—	—	—	—	—	—

資料：農林水産省統計部による。22 年計は主産県調査結果から推計概算値。茶種別は主産 16 府県値。22 年は全県調査。

(参考)	主産府県 t	その他県 t	全 国 t	備 考
平成10	78,700	3,900	82,600	主産14府県調査
14	79,118	5,082	84,200	全県調査
15	86,805	5,095	91,900	全県調査
16	95,785	4,915	100,700	全県調査
17	97,800	2,200	100,000	主産16府県調査
18	89,900	1,900	91,800	主産16府県調査
19	92,100	2,000	94,100	主産16府県調査
20	93,500	2,000	95,500	主産16府県調査
21	83,945	2,055	86,000	全県調査
22	83,000	2,000	85,000	主産16府県調査その他推計

資料： 1 農林水産省統計部による。

2 主産12府県；埼玉、静岡、愛知、三重、京都、奈良、福岡、  
佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

3 主産16府県；茨城、埼玉、静岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、  
奈良、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島

#### イ 荒茶価格（煎茶）

全生連調査によると一～三番茶期は前年を上回っている。

	単位；円/kg、%				
	一番茶	二番茶	三番茶	四番茶	冬春秋番茶
平成5	2,970	1,026	780	612	392
10	2,442	1,172	700	660	284
13	2,644	1,103	648	640	327
14	2,787	996	399	421	286
15	2,868	1,085	678	795	325
16	2,926	1,275	996	1,132	417
17	2,670	1,118	804	732	316
18	2,626	960	509	316	
19	2,641	974	579	347	
20	2,396	883	565	388	
21A	2,250	715	370	290	
22B	2,645	780	374	280	
前年比 B/A %	118	109	101	97	

資料： 1 全国茶生産団体連合会調査による。

#### ウ 消費の動向

##### (ア) 茶需要量

- ① 平成22年の茶需要量は、供給ベースから推定すると8万8千700tで前年より減少となっている。供給内容をみると、国内生産量が減少、輸出量は引き続き増加し、輸入量は減少した。

年	区分	国内生産量	輸入量	輸出量	国内消費量	人口	一人当り消費量
	A	B	C	A+B-C=D	E	D/E	
		t	t	t	t	千人	g
平成5年		92,100	5,481	305	97,276	124,764	780
10		82,600	6,399	652	88,347	126,486	698
14		84,200	11,790	762	95,228	127,435	747
15		91,900	10,242	760	101,382	127,619	794
16		100,700	16,995	872	116,823	127,687	915
17		100,000	15,187	1,096	114,091	127,757	893
18		91,800	11,254	1,576	101,478	127,770	794
19		94,100	9,591	1,625	102,066	127,780	799
20		95,500	7,326	1,701	101,125	127,692	792
21		86,000	5,865	1,958	89,907	127,510	705
22		85,000	5,906	2,232	88,674	128,056	692
対前年比%		99	101	114	99	100	98

資料：1 農林水産省統計部による。

2 輸出・入量は財務省通関統計による。

3 人口は総務省調査各年10月1日現在による。なお22年は国勢調査速報値である。

- ② 緑茶飲料は平成10年に60万kl台となり、以降急増し、17年265万klとなった。しかし平成18年には前年より減少し、19年微増したが20年からは減少傾向となっている。

緑茶系飲料向け原料を推計すると22年は2万4,000t、国内供給量(消費量)の27%にあたる。

年次	緑茶	ウーロン茶	紅茶	混合茶
平成5年	266	1,185	600	23
10	617	1,220	996	950
15	1,743	1,167	795	848
17	2,645	1,030	867	805
18	2,442	954	914	803
19	2,467	961	973	894
20	2,363	877	1,030	840
21	2,241	813	1,051	712
22	2,239	834	1,160	707
前年比%	100	103	110	99

資料：日刊経済通信社による。

(イ) 緑茶の家計内購入量

一般家庭における緑茶の購入量は、平成5年の1,335gをピークに、減少傾向で推移、平成20年より1,000gを割り込んでいる。

また、一世帯当り購入金額も減少傾向で推移しており、22年の購入金額は4,466円で前年比93%。一方、茶飲料の購入金額は5,889円（前年5,700円）3%増となっている。

年度	区分	購入量 g	同1人当たり g	金額 円	同1人当たり 円	100g当たり 平均単価 円	世帯人員 人
平成	5	1,335	383	7,131	2,043	534	3.49
	10	1,284	388	7,028	2,122	547	3.31
	14	1,140	357	6,095	1,911	535	3.19
	15	1,139	355	6,171	1,922	542	3.21
	16	1,077	338	5,575	1,748	518	3.19
	17	1,133	360	5,646	1,792	498	3.15
	18	1,101	353	5,527	1,771	502	3.12
	19	1,051	339	5,378	1,735	512	3.10
	20	992	319	5,073	1,631	511	3.11
	21	942	304	4,809	1,551	510	3.10
	22	956	310	4,466	1,450	467	3.08
対前年比%		101	102	93	93	92	99

資料：総務省家計調査による。

エ 茶の輸出入

(ア) 輸出

緑茶の輸出については、海外での日本食ブーム、茶の機能性への関心の高まりから、平成5年以降増加傾向にあり、平成22年は2,232tと平成に入って最高の輸出量となっている。

主な輸出国は、アメリカ1,136t（前年1,063t）で全体の51%を占めているほか、カナダ172（149）、シンガポール169（131）、台湾107（78）、ドイツ100（82）、タイ98（58）、香港83（58）、フランス78（56）、中国73（72）となっている。輸出国数は年々増加しており16年39カ国、22年49カ国となっている。

緑茶の輸出量

t ; %

	元年	5年	10年	15年	18年	19年	20年	21年	22年
輸出量	635	305	652	760	1,576	1,625	1,701	1,958	2,232
対前年比	-	-	-	-	144	103	105	115	114

資料：財務省通関統計による。

平成 22 年輸出先国別、輸出数量、金額

kg、千円

国名	数量	金額
合計	2,232,476	4,241,675
アメリカ	1,135,649	1,962,940
カナダ	172,476	283,270
シンガポール	169,321	343,259
台湾	106,836	188,339
ドイツ	99,935	295,589
タイ	98,224	153,802
香港	83,092	172,878
フランス	78,472	292,761
中国	73,158	61,141
マレーシア	43,884	86,155
その他計	171,429	401,541

資料： 財務省通関統計による。

(イ) 輸入

緑茶の輸入については、緑茶飲料等の需要動向を反映して増加し、13年には過去最高の17,739 tであった。その後は1万 t 台で推移したが、19年9千600 t、20年7千300 t、21・22年5千900 トンの輸入量となっている。主な輸入国は、中国5,287 t (全体の90%)、韓国177 t (3%)、ケニヤ160t (3%) オーストラリア152 t (3%)、である。

緑茶の輸入量

t ; %

	元年	5年	10年	15年	18年	19年	20年	21年	22年
輸入量	2,854	5,481	6,399	10,242	11,254	9,591	7,326	5,865	5,906
対前年比	-	-	-	-	74	85	76	80	101

資料： 財務省通関統計による。

2 収支計算書

平成22年度収支計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

一般会計		単位：円	
科目	予算額	決算額	差異
<b>I 事業活動収支の部</b>			
(1) 事業活動収入			
1会費収入	18,934,000	19,008,585	△ 74,585
2寄付金収入	50,000	0	50,000
3事業収入	2,500,000	2,283,586	216,414
4雑収入	10,000	897	9,103
事業活動収入計	21,494,000	21,293,068	200,932
(2) 事業活動支出			
1一般事業費	9,548,000	9,970,591	△ 422,591
茶業振興費	9,548,000	9,970,591	△ 422,591
①お茶まつり事業費	1,320,000	1,207,629	112,371
②功績者表彰事業費	500,000	553,376	△ 53,376
③褒章関係費	300,000	281,777	18,223
④茶業情報費	2,600,000	2,813,936	△ 213,936
⑤茶業文庫費	1,928,000	928,332	999,668
⑥専門委員会費	750,000	315,674	434,326
⑦振興活動費	2,150,000	3,869,867	△ 1,719,867
2管理費	13,446,000	12,434,680	1,011,320
役員報酬	6,000,000	5,000,000	1,000,000
給料手当	2,810,000	2,809,956	44
交通費	390,000	388,920	1,080
法定福利費	1,200,000	1,228,862	△ 28,862
会議費	150,000	145,959	4,041
旅費交通費	70,000	69,640	360
通信費	80,000	34,314	45,686
荷造運搬費	30,000	10,539	19,461
消耗什器備品費	30,000	0	30,000
消耗品費	50,000	61,980	△ 11,980
賃借料	140,000	194,807	△ 54,807
光熱水料	120,000	118,485	1,515
事務所費	1,956,000	1,940,358	15,642
租税公課	90,000	71,000	19,000
交際費	20,000	48,000	△ 28,000
支払手数料	300,000	311,860	△ 11,860
雑費	10,000	0	10,000
3他会計繰入支出	500,000	500,000	0
事業活動支出計	23,494,000	22,905,271	588,729
事業活動収支差額	△ 2,000,000	△ 1,612,203	△ 387,797
<b>II 投資活動収支の部</b>			
(1) 投資活動収入			
1投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
(2) 投資活動支出			
1投資活動支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 2,000,000	△ 1,612,203	△ 387,797
前期繰越収支差額	2,000,000	3,342,892	△ 1,342,892
次期繰越収支差額	0	1,730,689	△ 1,730,689

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、立替金、未払金、預り金を含めている。尚、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	1,540,319	2,113,653
立替金		74,401
未収入金	255,961	0
合計	1,796,280	2,188,054
未払金	171,205	403,830
預り金	74,513	53,535
合計	245,718	457,365
次期繰越収支差額	1,550,562	1,730,689

平成22年度収支計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

退職給与特別会計

単位：円

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
(1) 事業活動収入			
1他会計繰入金収入	500,000	500,000	0
2雑収入	1,000	654	346
事業活動収入計	501,000	500,654	346
(2) 事業活動支出			
1一般事業費	2,173,000	0	2,173,000
退職金	2,173,000	0	2,173,000
事業活動支出計	2,173,000	0	2,173,000
事業活動収支差額	△ 1,672,000	500,654	△ 2,172,654
II 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入			
1投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
(2) 投資活動支出			
1投資活動支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 1,672,000	500,654	△ 2,172,654
前期繰越収支差額	1,672,000	2,344,295	△ 672,295
次期繰越収支差額	0	2,844,949	△ 2,844,949

収支計算書に対する注記

1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、立替金、未払金、預り金を含めている。尚、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	2,344,295	2,844,949
合 計	2,344,295	2,844,949
未 払 金		0
合 計	0	0
次期繰越収支差額	2,344,295	2,844,949

## 平成22年度収支計算書

(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

茶業振興基金特別会計

単位：円

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
(1) 事業活動収入			
1雑収入	10,000	3,031	6,969
事業活動収入計	10,000	3,031	6,969
(2) 事業活動支出			
1一般事業費	13,770,000	0	13,770,000
茶業振興助成金	13,770,000	0	13,770,000
事業活動支出計	13,770,000	0	13,770,000
事業活動収支差額	△ 13,760,000	3,031	△ 13,763,031
II 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入			
1投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
(2) 投資活動支出			
1投資活動支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 13,760,000	3,031	△ 13,763,031
前期繰越収支差額	13,760,000	13,777,989	△ 17,989
次期繰越収支差額	0	13,781,020	△ 13,781,020

### 収支計算書に対する注記

#### 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、立替金、未払金、預り金を含めている。尚、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

#### 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	13,777,989	13,781,020
合 計	13,777,989	13,781,020
未 払 金		0
合 計	0	0
次期繰越収支差額	13,777,989	13,781,020

## 2 補助事業収支計算書

平成22年度収支計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

補助金特別会計

単位：円

科 目	予算額	決算額	差異
I 事業活動収支の部			
(1) 事業活動収入			
1 雑収入	0	107	△ 107
事業活動収入計	0	107	△ 107
(2) 事業活動支出			
1 一般事業費	0	0	0
補助金事業費	0	0	0
①	0	0	0
事業活動支出計	0	0	0
事業活動収支差額	0	107	△ 107
II 投資活動収支の部			
(1) 投資活動収入			
1 投資活動収入	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0
(2) 投資活動支出			
1 投資活動支出	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	0	107	△ 107
前期繰越収支差額	0	0	0
次期繰越収支差額	0	107	△ 107

## 収支計算書に対する注記

## 1 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、立替金、未払金、預り金を含めている。尚、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

## 2 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現金預金	143,122	107
未収入金	5,986,000	
合 計	6,129,122	107
預り金	56,982	
未払金	6,072,140	
合 計	6,129,122	0
次期繰越収支差額	0	107

## 3 財務諸表

平成22年度貸借対照表  
平成23年3月31日現在

一般会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1、流動資産			
現金	97,724	32,249	65,475
普通預金	2,015,929	1,508,070	507,859
貯蔵品	1,518,248	1,792,330	△ 274,082
立替金	74,401	0	74,401
未収入金	0	255,961	△ 255,961
流動資産合計	3,706,302	3,588,610	117,692
2、固定資産			
(1)その他固定資産			
備品(図書文献)	500,170	792,661	△ 292,491
事務所保証金	7,938,000	7,938,000	0
その他固定資産合計	8,438,170	8,730,661	△ 292,491
固定資産合計	8,438,170	8,730,661	△ 292,491
資産合計	12,144,472	12,319,271	△ 174,799
II 負債の部			
1、流動負債			
未払金	403,830	171,205	232,625
預り金	53,535	74,513	△ 20,978
流動負債合計	457,365	245,718	211,647
2、流動負債			
預り保証金	4,420,710	4,420,710	0
固定負債合計	4,420,710	4,420,710	0
負債合計	4,878,075	4,666,428	211,647
III 正味財産の部			
1、一般正味財産	7,266,397	7,652,843	△ 386,446
正味財産合計	7,266,397	7,652,843	△ 386,446
負債及び正味財産合計	12,144,472	12,319,271	△ 174,799

平成22年度正味財産増減計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

一般会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1、経常増減の部			
(1) 経常収益			
1会費収入	19,008,585	18,934,000	74,585
2特別会計繰入金収入	0	692,234	△ 692,234
3事業収入	2,283,586	2,082,460	201,126
4雑収入	897	176,057	△ 175,160
経常収益計	21,293,068	21,884,751	△ 591,683
(2) 経常費用			
1一般事業費	8,452,343	7,621,118	831,225
茶業振興費	8,452,343	7,621,118	831,225
①お茶まつり事業費	1,207,629	1,171,622	36,007
②功績者表彰事業費	553,376	537,389	15,987
③褒章関係費	281,777	337,551	△ 55,774
④茶業情報費	2,100,206	2,234,590	△ 134,384
⑤茶業文庫費	928,332	1,104,980	△ 176,648
⑥専門委員会費	315,674	214,125	101,549
⑦振興活動費	3,065,349	2,020,861	1,044,488
2管理費	12,727,171	13,956,658	△ 1,229,487
役員報酬	5,000,000	6,000,000	△ 1,000,000
給料手当	2,809,956	2,809,956	0
交通費	388,920	388,920	0
法定福利費	1,228,862	1,196,686	32,176
会議費	145,959	181,769	△ 35,810
旅費交通費	69,640	90,740	△ 21,100
通信費	34,314	36,962	△ 2,648
荷造運搬費	10,539	11,430	△ 891
消耗品費	61,980	71,916	△ 9,936
賃借料	194,807	203,133	△ 8,326
光熱水料	118,485	121,410	△ 2,925
事務所費	1,940,358	1,955,124	△ 14,766
租税公課	71,000	101,500	△ 30,500
交際費	48,000	0	48,000
支払手数料	311,860	323,575	△ 11,715
減価償却費	292,491	463,537	△ 171,046
3他会計繰入支出	500,000	509,585	△ 9,585
経常費用計	21,679,514	22,087,361	△ 407,847
当期経常増減額	△ 386,446	△ 202,610	△ 183,836
当期一般正味財産増減額	△ 386,446	△ 202,610	△ 183,836
一般正味財産期首残高	7,652,843	7,855,453	△ 202,610
一般正味財産期末残高	7,266,397	7,652,843	△ 386,446
II 正味財産期末残高	7,266,397	7,652,843	△ 386,446

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

(1) 財務諸表は、平成20年新公益法人会計基準に基づき作成している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

建物以外の有形固定資産は、定率法を採用している。

無形固定資産は、定額法を採用している。

(3) 棚卸資産の評価方法

最終仕入原価法の原価法によっている。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等は、税込処理をしている。

### 2. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (単位：円)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次の通りである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
備品(書籍)	5,000,000	4,499,830	500,170

平成22年度貸借対照表  
平成23年3月31日現在

退職給与特別会計

単位；円

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1、流動資産			
普通預金	2,844,949	2,344,295	500,654
流動資産合計	2,844,949	2,344,295	500,654
資産合計	2,844,949	2,344,295	500,654
II 正味財産の部			
1、一般正味財産	2,844,949	2,344,295	500,654
正味財産合計	2,844,949	2,344,295	500,654
負債及び正味財産合計	2,844,949	2,344,295	500,654

平成22年度正味財産増減計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

退職給与特別会計

単位；円

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1、経常増減の部			
(1) 経常収益			
1他会計繰入金収入	500,000	500,000	0
2雑収入	654	727	△ 73
経常収益計	500,654	500,727	△ 73
(2) 経常費用			
1一般事業費	0	0	0
退職金	0	0	0
①退職金	0	0	0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	500,654	500,727	△ 73
当期一般正味財産増減額	500,654	500,727	△ 73
一般正味財産期首残高	2,344,295	1,843,568	500,727
一般正味財産期末残高	2,844,949	2,344,295	500,654
II 正味財産期末残高	2,844,949	2,344,295	500,654

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 財務諸表は、平成20年新公益法人会計基準に基づき作成している。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税等は、税込処理をしている。

平成22年度貸借対照表  
平成23年3月31日現在

茶業振興基金特別会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1、流動資産			
普通預金	13,781,020	13,777,989	3,031
流動資産合計	13,781,020	13,777,989	3,031
資産合計	13,781,020	13,777,989	3,031
II 正味財産の部			
1、一般正味財産	13,781,020	13,777,989	3,031
正味財産合計	13,781,020	13,777,989	3,031
負債及び正味財産合計	13,781,020	13,777,989	3,031

平成22年度正味財産増減計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

茶業振興基金特別会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1、経常増減の部			
(1) 経常収益			
1雑収入	3,031	4,087	△ 1,056
経常収益計	3,031	4,087	△ 1,056
(2) 経常費用			
1一般事業費	0	0	0
経常費用計	0	0	0
当期経常増減額	3,031	4,087	△ 1,056
当期一般正味財産増減額	3,031	4,087	△ 1,056
一般正味財産期首残高	13,777,989	13,773,902	4,087
一般正味財産期末残高	13,781,020	13,777,989	3,031
II 正味財産期末残高	13,781,020	13,777,989	3,031

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 財務諸表は、平成20年新公益法人会計基準に基づき作成している。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税等は、税込処理をしている。

平成22年度貸借対照表  
平成23年3月31日現在

補助特別会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1、流動資産			
現金	0	27,779	△ 27,779
普通預金	107	115,343	△ 115,236
未収入金	0	5,986,000	△ 5,986,000
流動資産合計	107	6,129,122	△ 6,129,015
資産合計	107	6,129,122	△ 6,129,015
II 負債の部			
1、流動負債			
未払金等	0	6,072,140	△ 6,072,140
預り金	0	56,982	△ 56,982
流動負債合計	0	6,129,122	△ 6,129,122
負債合計	0	6,129,122	△ 6,129,122
III 正味財産の部			
1、一般正味財産	107	0	107
正味財産合計	107	0	107
負債及び正味財産合計	107	6,129,122	△ 6,129,015

平成22年度正味財産増減計算書  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

補助特別会計

単位：円

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1、経常増減の部			
(1) 経常収益			
1補助金収入	0	23,942,000	△ 23,942,000
2特別会計繰入金収入	0	9,585	△ 9,585
3雑収入	107	0	107
経常収益計	107	23,951,585	△ 23,951,478
(2) 経常費用			
1一般事業費	0	23,951,585	△ 23,951,585
補助金事業費	0	23,951,585	△ 23,951,585
①全国団体等の運営	0	2,522,701	△ 2,522,701
②信頼性確保事業	0	11,945,660	△ 11,945,660
③安定供給体制確立事業	0	3,324,782	△ 3,324,782
④情報発信事業	0	6,158,442	△ 6,158,442
経常費用計	0	23,951,585	△ 23,951,585
当期経常増減額	107	0	107
当期一般正味財産増減額	107	0	107
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	107	0	107
II 正味財産期末残高	107	0	107

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 財務諸表は、平成20年新公益法人会計基準に基づき作成している。
- (2) 消費税等の会計処理  
消費税等は、税込処理をしている。

平成22年度収支計算書総括表  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

単位：円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助事業		
I 事業活動収支の部						
(1) 事業活動収入						
1会費収入	19,008,585					19,008,585
2他会計繰入金収入	0	500,000		0	△ 500,000	0
3事業収入	2,283,586					2,283,586
4雑収入	897	654	3,031	107		4,689
事業活動収入計	21,293,068	500,654	3,031	107	△ 500,000	21,296,860
(2) 事業活動支出						
1一般事業費	9,970,591	0		0		9,970,591
2管理費	12,434,680					12,434,680
3他会計繰入支出	500,000				△ 500,000	0
事業活動支出計	22,905,271	0	0	0	△ 500,000	22,405,271
事業活動収支差額	△ 1,612,203	500,654	3,031	107		△ 1,108,411
II 投資活動収支の部						
(1) 投資活動収入						
1投資活動収入	0	0	0	0	0	0
投資活動収入計	0	0	0	0	0	0
(2) 投資活動支出						
1投資活動支出	0	0	0	0	0	0
投資活動支出計	0	0	0	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0	0	0	0
当期収支差額	△ 1,612,203	500,654	3,031	107	0	△ 1,108,411
前期繰越収支差額	3,342,892	2,344,295	13,777,989	0		19,465,176
次期繰越収支差額	1,730,689	2,844,949	13,781,020	107	0	18,356,765

平成22年度貸借対照表総括表  
平成23年3月31日現在

単位：円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助事業		
I 資産の部						
1、流動資産						
現金	97,724			0		97,724
普通預金	2,015,929	2,844,949	13,781,020	107		18,642,005
貯蔵品	1,518,248					1,518,248
立替金	74,401					74,401
流動資産合計	3,706,302	2,844,949	13,781,020	107	0	20,332,378
2、固定資産						
(1)その他固定資産						
備品(図書文献)	500,170					500,170
事務所保証金	7,938,000					7,938,000
その他固定資産合計	8,438,170	0	0	0	0	8,438,170
固定資産合計	8,438,170	0	0	0	0	8,438,170
資産合計	12,144,472	2,844,949	13,781,020	107	0	28,770,548
II 負債の部						
1、流動負債						
未払金	403,830					403,830
預り金	53,535					53,535
流動負債合計	457,365	0	0	0	0	457,365
2、固定負債						
預り保証金	4,420,710					4,420,710
固定負債合計	4,420,710	0	0	0	0	4,420,710
負債合計	4,878,075	0	0	0	0	4,878,075
III 正味財産の部						
1、一般正味財産	7,266,397	2,844,949	13,781,020	107	0	23,892,473
正味財産合計	7,266,397	2,844,949	13,781,020	107	0	23,892,473
負債及び正味財産合計	12,144,472	2,844,949	13,781,020	107	0	28,770,548

平成22年度正味財産増減計算書総括表  
(平成22年4月1日～平成23年3月31日)

単位：円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助事業		
I 一般正味財産増減の部						
1、経常増減の部						
(1) 経常収益						
1会費収入	19,008,585					19,008,585
2他会計繰入金収入		500,000			△ 500,000	0
3事業収入	2,283,586					2,283,586
4雑収入	897	654	3,031	107		4,689
経常収益計	21,293,068	500,654	3,031	107	△ 500,000	21,296,860
(2) 経常費用						
1一般事業費	8,452,343	0				8,452,343
2管理費	12,727,171					12,727,171
3他会計繰入支出	500,000				△ 500,000	0
経常費用計	21,679,514	0	0	0	△ 500,000	21,179,514
当期経常増減額	△ 386,446	500,654	3,031	107		117,346
当期一般正味財産増減額	△ 386,446	500,654	3,031	107	0	117,346
一般正味財産期首残高	7,652,843	2,344,295	13,777,989	0	0	23,775,127
一般正味財産期末残高	7,266,397	2,844,949	13,781,020	107	0	23,892,473
II 正味財産期末残高	7,266,397	2,844,949	13,781,020	107	0	23,892,473

財産目録

平成23年3月31日現在

社団法人 日本茶業中央会

科目・摘要	金額 (単位：円)		
I、資産の部			
1、流動資産			
現金 現金手許有高	97,724		
振替口座 ゆうちょ銀行	487,042		
普通預金 三井住友銀行	1,495,034		
普通預金 三井住友銀行	107		
普通預金 農林中金	33,853		
普通預金 農林中金	2,844,949		
普通預金 農林中金	13,781,020		
貯蔵品	1,518,248		
立替金 諸口	74,401		
流動資産合計		20,332,378	
2、固定資産			
備品 図書文献	500,170		
差入保証金 事務所保証金	7,938,000		
固定資産合計		8,438,170	
資産合計			28,770,548
II、負債の部			
1、流動負債			
未払金 諸口	403,830		
預り源泉税 給与他源泉所得税	53,535		
流動負債合計		457,365	
1、固定負債			
預り保証金	4,420,710		
固定負債合計		4,420,710	
負債合計			4,878,075
正味財産			23,892,473

## 平成 23 年度事業計画

### 平成 23 年度における基本的な考え方

- 1 長期的な視点に立った茶業の戦略・基本方策の検討を行なう。
- 2 新しい公益法人制度に基づく本会の公益社団法人化のための検討を行う。
- 3 リーフ茶の需要拡大のための方策の検討、推進を図る。
- 4 「茶業振興基金」の運用により、茶の啓発活動を推進する。

以上を踏まえ、平成 23 年度事業及び予算を以下のとおりとする。

### I 一般事業関係

#### 1 事業計画

平成 23 年度の一般事業として、次の茶業振興対策を実施する。

##### (1) 茶業振興のための協力体制及び活動の強化等

- ア 長期的な視点に立った茶業の戦略・基本方策の検討を行なう。  
茶産業を取り巻く課題の整理と今後の方向について、会員専務理事等を中心とした検討会を密に開催し、新しい法人の役割等その位置づけを明確にする。
- イ 本会の新たな公益社団法人制度への移行について検討を進める。  
平成 25 年 11 月までに新制度による法人化手続きを完了するため平成 23 年度に事業の内容、定款の変更等の検討を行う。
- ウ 消費者の緑茶の表示、品質等に関する質問、要望等その内容は幅広く専門的になっている。これらに対応するため、専門的知識を有する学識経験者の協力を得て、茶に関する適正な情報の提供を行なう。
- エ 茶業の振興に資するため、関係団体相互の連絡協調を図る。

##### (2) 委員会等諸会議の開催

- ア 茶業振興上の諸事項、補助事業等に対応するため、委員会等を開催する。

##### (3) 具体的な事業内容

###### ① 茶需要拡大対策の推進

- ア 茶の需要拡大と茶専門店等茶業経営の安定を図るため、茶専門店の新たな販売方法の検討、行政機関及び関係団体等と協力し、幅広く情報を収集し、関係者に提供する。
- イ 「緑茶の日」(平成 23 年は 5 月 2 日)、「茶ノ木神社」(東京都)を介して地域住民との交流を図るとともに、NPO 法人日本茶インストラクター協会と連携し、茶文化の振興と茶の普及に努める。
- ウ 食育・学校給食等の機関を通じ、小学生等を中心とした普及促進を図るため、家庭科担当教諭、栄養士等を対象とした研修会を開催する。
- エ 農商工等連携促進法により中小企業者と農業者が相互のノウハウや技術を活用し、新商品の開発や販路拡大等に取り組むための情報の提供を行なう。
- カ 国内茶産業の活性化に資するため、日本茶の輸出を促進し、長期的な視点に立って国内の生産体制等の推進、輸出先国の情報の収集、提供に取り組む。また、関係機関に対し輸出に関する障壁を取り除くため引き続き要請する。

###### ② 緑茶の表示の適正化の推進

- ア 茶の需要を安定的に拡大するため、消費者が安心して茶を選択し、購入できるよう JAS 法に基づく原産国表示、緑茶飲料の表示、業者間取引等の適正な表示を推進

するとともに、自主基準である「緑茶の表示基準」の適正な実施を推進する。

イ 食品衛生法に基づく「食品中に残留する農薬等のポジティブリスト制度」の周知により、安全・安心な茶生産流通の推進を図る。

ウ 商標法による「地域団体商標制度」を活用し、茶のブランド化を促進するための情報の収集・提供を行なう。

③ 第 65 回全国お茶まつりの開催並びに各種表彰行事への後援と協力

ア 鹿児島県下で開催される第 65 回全国お茶まつり並びに全国茶業振興大会について、鹿児島県及び関係団体と協力し、開催する。また、同会場において茶業に功績のあった方々に対し、茶業功績者表彰を行う。平成 23 年度においては従前の方式で実施する。

イ 「全国お茶まつり」のあり方について、平成 24 年以降新しい視点に立って需要拡大対策全体の中で検討する。なお、全国茶生産団体連合会から報告があり平成 24 年度から、全国茶品評会の実施方法を変更としている。平成 24 年度は静岡県が全品を開催することとしているので関係者と協議を進め効果的な方法を検討する。

ウ 全国各地域で開催される茶品評会、共進会等への後援並びに成績優秀者等への会長賞の授与を行う。

④ 補助事業の実施について

平成 23 年度補助事業等の実施については、公募方式となっている。茶業振興に係る事業が公募された場合には会員関係者と検討の上対応する。

なお、平成 22 年度は事業主体が「日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会」(事務局日本茶業中央会)が行った。平成 23 年度の場合も補助事業実施の場合は同様となる予定。

(4) ISO (国際標準化機構) 等国際的な動きへの対応

① ISO では緑茶の国際的な流通に向けて「緑茶の定義」、「緑茶を評価するための成分および成分分析法」等を決めることで検討してきた。この中で、緑茶の定義決定に当り、玉露及び抹茶について、日本茶の特徴ある品質を評価、尊重するよう提言してきた。この結果日本の意見を受け入れ、最終検討を行っている。

② 茶の国際標準化に対応する国内態勢推進協議会について

国内態勢整備のため、茶関係事業者、茶業研究者、行政が一体となった態勢を推進する。

(5) 各種調査・情報収集等

① 茶業振興の基礎となる、「茶関係資料」(平成 23 年版)の作成・配布を行う。

② 茶業の振興に資するため、各種の研究会、関連行事等について参画、協力する。

(6) 茶業文庫等の保管、整備

茶に関する文献、資料等の充実とその活用を図るため、茶業文庫に保管されている歴史的に貴重な書籍の計画的な補修、整備を行う。

(7) 管理費について

中央会の今後のあり方、位置づけ等を検討するなかで、管理費の節減に努める。

2 収支予算

平成23年度収支予算総括表  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

単位：千円

科 目	一般会計	特 別 会 計			内部取引消去	合計
		退職給与	茶業振興基金	補助事業※		
I 事業活動収支の部						
(1) 事業活動収入						
1会費収入	18,934					18,934
2寄付金収入	50					50
3補助金収入						0
4他会計繰入金収入	2,000	500			△ 2,500	0
5事業収入	2,500					2,500
6雑収入	10	1	10			21
事業活動収入計	23,494	501	10	0	△ 2,500	21,505
(2) 事業活動支出						0
1一般事業費	11,423	2,674	11,780			25,877
2管理費	13,371					13,371
3他会計繰入支出	500		2,000	0	△ 2,500	0
事業活動支出計	25,294	2,674	13,780	0	△ 2,500	39,248
事業活動収支差額	△ 1,800	△ 2,173	△ 13,770	0	0	△ 17,743
II 予備費支出	0					0
当期収支差額	△ 1,800	△ 2,173	△ 13,770	0	0	△ 17,743
前期繰越収支差額	1,800	2,173	13,770	0	0	17,743
次期繰越収支差額	0	0	0	0	0	0

※特別会計(補助事業)については公募の内容により日本茶ニュービジネス育成強化運営協議会が対応予定。

平成23年度収支予算書  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

一般会計

単位；円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1会費収入	18,934,000	18,934,000	0	
2寄付金収入	50,000	50,000		
3他会計繰入金収入	2,000,000	0	2,000,000	茶業振興基金特別会計より
4事業収入	2,500,000	2,500,000	0	
5雑収入	10,000	10,000	0	
事業活動収入計	23,494,000	21,494,000	2,000,000	
(2) 事業活動支出				
1一般事業費	11,423,000	9,548,000	1,875,000	
茶業振興費	11,423,000	9,548,000	1,875,000	
①お茶まつり事業費	1,320,000	1,320,000	0	
②功績者表彰事業費	700,000	500,000	200,000	
③褒章関係費	400,000	300,000	100,000	
④茶業情報費	3,290,000	2,600,000	690,000	
⑤茶業文庫費	1,500,000	1,928,000	△ 428,000	
⑥専門委員会費	1,000,000	750,000	250,000	
⑦振興活動費	3,213,000	2,150,000	1,063,000	
2管理費	13,371,000	13,446,000	△ 75,000	
役員報酬	6,000,000	6,000,000	0	
給料手当	2,810,000	2,810,000	0	
交通費	390,000	390,000	0	
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0	
会議費	150,000	150,000	0	
旅費交通費	70,000	70,000	0	
通信費	50,000	80,000	△ 30,000	
荷造運搬費	50,000	30,000	20,000	
消耗品什器備品費	0	30,000	△ 30,000	
消耗品費	50,000	50,000	0	
賃借料	140,000	140,000	0	
光熱水料	100,000	120,000	△ 20,000	
事務所費	1,941,000	1,956,000	△ 15,000	
租税公課	90,000	90,000	0	
交際費	20,000	20,000	0	
支払手数料	300,000	300,000	0	
雑費	10,000	10,000	0	
3他会計繰入支出	500,000	500,000	0	
事業活動支出計	25,294,000	23,494,000	1,800,000	
事業活動収支差額	△ 1,800,000	△ 2,000,000	200,000	
II 予備費支出	0	0	0	
当期収支差額	△ 1,800,000	△ 2,000,000	0	
前期繰越収支差額	1,800,000	2,000,000	△ 200,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成23年度収支予算書  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

退職給与特別会計

単位：円

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1他会計繰入金収入	500,000	500,000	0	
2雑収入	1,000	1,000	0	
事業活動収入計	501,000	501,000	0	
(2) 事業活動支出				
1一般事業費	2,674,000	2,173,000	501,000	
退職金	2,674,000	2,173,000	501,000	
事業活動支出計	2,674,000	2,173,000	501,000	
事業活動収支差額	△ 2,173,000	△ 1,672,000	△ 501,000	
当期収支差額	△ 2,173,000	△ 1,672,000	△ 501,000	
前期繰越収支差額	2,173,000	1,672,000	501,000	
次期繰越収支差額	0	0	0	

平成23年度収支予算書  
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

茶業振興基金特別会計

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増(△減)	備考
I 事業活動収支の部				
(1) 事業活動収入				
1雑収入	10,000	10,000	0	
事業活動収入計	10,000	10,000	0	
(2) 事業活動支出				
1一般事業費	13,780,000	13,770,000	10,000	
事業活動支出計	13,780,000	13,780,000	0	
事業活動収支差額	△ 13,770,000	△ 13,770,000	0	
当期収支差額	△ 13,770,000	△ 13,770,000	0	
前期繰越収支差額	13,770,000	13,770,000	0	
次期繰越収支差額	0	0	0	

# 社団法人日本茶業中央会

## 役員給与規程

昭和50年4月1日 制定  
平成2年4月1日 一部改正  
平成3年4月1日 一部改正  
平成7年4月1日 一部改正

(趣 旨)

第1条 社団法人日本茶業中央会（以下「中央会」という。）の役員に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(常勤役員給与の種類)

第2条 中央会の常勤の役員（以下「常勤役員」という。）の給与は、俸給、通勤手当及び期末手当とする。

(俸給月額)

第3条 常勤役員俸給月額は、年度予算の範囲内で会長が別に定めるものとする。

(俸給の支給)

第4条 常勤役員俸給は、毎月16日に支払うものとし、支払日が休日に当たるときは1日に限り繰り上げて支払う。

2 俸給は、その月の月額全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給の計算)

第5条 月の途中で異動を生じた常勤役員はその月に係る俸給額は、その者の俸給月額にその者の当該月における在職日数を乗じた額を30をもって除して得た額とする。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、交通機関を利用し通勤する常勤役員に対し、毎月、その者の1箇月の通勤に要する運賃の額に相当する額を支給する。

(期末手当)

第7条 常勤役員期末手当は、3月15日、6月30日及び12月10日（これらの日

が休日にあたるときはそれぞれの1日を限度として前日)にそれぞれ在職する役員に対し支給する。これらの支給日前1月以内に退職し、又は死亡した役員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの支給日現在において常勤役員が受けるべき俸給の月額に、3月15日に支給するときにおいては100分の50、6月30日に支給するときにおいては100分の220、12月10日に支給するときにおいては100分の250を乗じて得た額とする。

3 会長が必要と認めた場合は、1年を通じ俸給月額 of 1月相当額の範囲内で臨時に支給することができる。

(非常勤役員の給与)

第8条 中央会の非常勤の役員の給与の額は、年度予算の範囲内で理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、平成2年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、平成3年4月1日から実施する。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から実施する。

# 社団法人日本茶業中央会

## 役員退職手当規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 社団法人日本茶業中央会の常勤の役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

第2条 退職手当は、役員が退職または死亡した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2) 役員が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び同一の役職の役員となつた時は、前項の規定にかかわらず当該退職にともなう退職手当は支給しない。

第3条 退職手当の額は、在職期間1年につき、その者の退職の時にける俸給月額 $\frac{100}{100}$ を乗じて得た額に相当する金額以内の金額とする。

（俸給の支給）

第4条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、同一の役職の役員として引き継いだ在職期間による。

2) 前項の規程による在職期間の年数については、任命の日から起算して曆に従って計算するものとし、一年に満たない端数を生じたときは一年とする。

3) 役員が任期满了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、引き続いて在職したものとみなす。

4) 役員が任期满了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職手当の支給に関しては、その任命の日の前日に退職したものとみなす。

第5条 第2条第1項に規定する遺族の範囲及びそれらの者が退職手当を受ける順位については、労働基準法に定めるところを準用する。

第6条 会長は、毎年事業年度末において、当該年に在職する常勤の役員について必要とする退職手当金総額の50%以上に相当する役員退職手当引当金として積立てておかなければならない。

## 付 則

この規程は、昭和50年4月1日から実施する。